

久喜市教育委員会令和6年5月定例会

開催月日 令和6年5月21日（火曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前10時30分

久喜市教育委員会令和6年5月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
ア 久喜市文化財保護審議会の答申について
イ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 第 4 議事
議案第30号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
議案第31号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
議案第32号 器物破損事故による損害賠償の額を定めること について
議案第33号 久喜市指定文化財の指定について
- 第 5 その他
次回定例会について

配布資料 議案書、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議、検討等情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 野 川 和 男
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校施設課長 甲 田 栄 二
学校給食課長 小 林 喜 則
生涯学習課長 小 林 幸 司
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、おはようございます。季節は早いもので春から夏になろうとしています。そのような中、今、春の運動会が開催されております。新型コロナウイルスによる制限がなくなり、多くの保護者、地域の皆様に、子どもたちが元気に走り、演技する姿を披露できているものと思っております。また、この時期は、生涯学習団体等、教育に関わる多くの団体が今年度の方向を決定する総会を行っています。各教育団体の皆様としっかり連携し、久喜市の教育を前進させてまいりたいと考えております。

本日、小野田真弓様が教育委員会委員に再任をされております。引き続き小野田様には、久喜市の教育行政の発展のために、ご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年5月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告イ、議案第30号及び議案第31号につきましては、人事案件でありますことから、議案第32号につきましては審議、検討等情報を含む案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告イ及び議案第30号から議案第32号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和6年4月22日に開催いたしました令和6年4月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のア及びイの2件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市文化財保護審議会の答申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、文化振興課長よりご説明いたします。

文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） それでは、教育長報告ア、久喜市文化財保護審議会の答申につきまして、ご説明申し上げます。

教育長報告の1ページを御覧ください。本件につきましては、久喜市教育委員会令和5年6月定例会におきまして、久喜市文化財保護審議会への諮問についての議案を上程し、木彫額（地固め）という文化財を指定文化財に指定することの是非について、同審議会の意見を求めるということで議決をいただいたところでございます。その後、昨年7月4日に開催されました、文化財保護審議会におきまして諮問を行い、本年3月26日に開催しました同審議会におきまして、諮問した文化財を市指定文化財に指定することが適当と認めるということで審議会の意見がまとまりましたことから、同日付けで1ページにございますとおり、答申が提出されたところでございます。詳細につきましては、本日の議案第33号 久喜市指定文化財の指定についてにおきまして、改めてご説明をさせていただく予定でございますので、審議会答申に関する説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告イ及び議案第 30 号から議案第 32 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

[これより非公開とする]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 04 分 休 憩

午前 10 時 04 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） それでは、イ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第 4、議事に入ります。

◎議案第 30 号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第 30 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。議案第 30 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第 31 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 31 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。議案第 31 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第 32 号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 32 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 8 ページを御覧ください。議案第 32 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 32 号 器物破損事故による損害賠償の額を定めることについてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

器物破損事故による損害賠償の額を、別紙のとおり定めることについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、公民館事業推進室長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 公民館事業推進室長。

○公民館事業推進室長（富澤均仁） 議案書9ページを御覧ください。器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて説明させていただきます。

内容につきましては、自動車事故における損害賠償の関係でございまして、損害賠償額は148万6,991円でございます。事故の概要でございますが、令和5年12月10日午後零時50分頃、久喜市伊坂地内の栗橋B&G海洋センター駐車場におきまして、職員が公用車で後退したところ、後方に駐車していた乗用車と接触し、双方の車両が一部破損するとともに、相手方の運転手及び同乗者が負傷したものでございます。相手方との交渉の結果、物損分及び人身分につきまして損害賠償額148万6,991円を支払うことで示談が成立する見込みとなりましたことから、損害賠償の額を定めることについて議決をお願いするものでございます。

なお、この損害賠償につきましては、その全額を損害賠償責任保険で対応するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第32号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） けがの程度はどのぐらいなのでしょう。

○教育長（柿沼光夫） 公民館事業推進室長。

○公民館事業推進室長（富澤均仁） 運転手、同乗者とも、頸椎捻挫、腰椎捻挫ということでございまして、約111日の療養期間を経て、現在は完治しているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 勢いよくぶつかったのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 公民館事業推進室長。

○公民館事業推進室長（富澤均仁） 報告上は10キロ程度で衝突したということで受けています。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 器物破損事故による損害賠償の額を定めることについては、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

これもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時17分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第33号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第33号を上程し、これを議題といたします。

議案書の10ページを御覧ください。議案第33号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第33号 久喜市指定文化財の指定についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙の文化財を久喜市指定文化財に指定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、文化振興課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） それでは、議案第33号 久喜市指定文化財の指定につきまして、文化振興課からご説明をさせていただきます。

議案書の11ページ以降を御覧いただければと思います。種別でございますが、有形文化財（彫刻）、名称は木彫額（地固め）嶋村俊明作でございます。員数は1点でございます。所在地は、久喜市栗橋北二丁目15-1、所有者は、栗橋の八坂神社でございます。

13ページ以降に写真を添付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

木彫額（地固め）は、外寸、縦108センチ、横182センチのケヤキ材で作られております。制作者は、枠の表面左下に「東京彫工嶋村十代唐四郎俊明」作とあります。拡大した写真が、次の14ページでございます。

嶋村俊明は、幕末から明治時代にかけての彫刻家で、嶋村家10代目で、高村光雲、石川光明とともに明治の彫刻界の三傑と称されております。

作成年代は、額の表面左下に「明治八年第六月」とございます。拡大した写真が14ページでございます。世話人等につきましては、拡大した写真が、14ページ下部でございます。こちらの世話人等でございますが、石川菊次郎、鈴木彦兵衛の両名は栗橋宿で土木工事請負業者でございます。

画題は、地固めの様子が主題となっており、そろいのはっぴをはおる15人の男衆と親子連れ2人の計17人の状況が写されています。音頭取りを除く14人が井桁の上に組んだ足場を中心に地固めを行っており、15ページ下部、16ページにございますが、顔の表情や姿勢等に至るまで丸彫りの技法を用いて精緻に彫られております。

嶋村俊明制作の彫刻は国内では6点しか確認されておりません。また、作成年代や俊明の署名も確認できる本作品は重要な木彫り作品になり、市指定文化財にふさわしいものと考えられます。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第33号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** それでは、2点ほどお伺いいたします。今回の議案を見まして、文化財保護審議会の議事録を市のホームページで見ましたが、非公開案件ということで議事内容が省略されておりました。そのため審議の内容は分かりませんでした。審議会の答申に関して疑義はありませんが、本件のように、国内でも6件しか確認例がないという希少価値の高い文化財の場合、主たる調査は、どういった専門家の方が行ったのか、また、審議会ではどのような審議がなされたのか気になります。支障のない範囲で構わないので、お伺いしたいと思います。

2点目が、今回の文化財が指定されますと、市内では102件目となると思います。文化財につきましては、地域の方の理解と協力の下、適切に保存、活用されることが望ましいと思いますが、可能であれば、指定文化財も含めた総合的、一体的な保存活用が図れば、市の観光産業や交流人口の拡大にも貢献できるのではないかと考えます。そこで、以前にも伺いましたが、文化庁が推奨しております文化財保存活用地域計画の策定の意向について再度伺います。令和5年12月15日現在、全国では139の自治体が、また埼玉県内では秩父市、白岡市、本庄市、春日部市、川越市の5市が策定しています。文化庁のパンフレットには、そのメリットとして中長期的に計画的な行政運営ができる、あるいは補助率加算などの国庫補助事業の優遇策など、多くのメリットがあるということで、認定自治体からのアンケート結果を紹介しています。久喜市の文化財行政として、この計画に、今後どのように向き合っていくのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 文化振興課長。

○**参事兼文化振興課長（齋藤英行）** 2点ほどご質問いただいておりますので、順次お答え申し上げます。

まず初めに、今回議案について上程させていただきました木彫額（地固め）の調査員の関係でございます。こちらにつきましては、主に嶋村俊明についての造詣が深い方で、千葉県の睦沢町の歴史民俗資料館にお勤めの山口文様という方がいらっしゃるのですが、その方を中心に調査をお願いいたしました。山口様については、県の文化財・博物館課から情報を得て、私どものほうでコンタクトを取って調査を依頼いたしました。

また、文化財保護審議会の審議の内容でございますが、まだ現時点では、教育委員会の議決をいただいておりますので、会議録は非公開になっておりますが、本日、教育委員会で議決をいただきましたら、審議の状況につきましても、会議録の公開をさせていただきます。

こうと思っております。

審議内容でございますが、文化財の指定については、各委員から特に異論はございませんでした。議論の中身につきましては、こちらの名称をどのようにするかということがございました。候補が3点ほどありまして、一つが地固め、もう一つが地固め風景、もう一つが地固め図という3つの案が委員さんから出されたのですが、多数決の結果、地固めという名称にするということになりました。審議内容は以上でございます。

次に、2点目でございます。文化財保存活用地域計画の策定の意向ということでございます。文化財保存活用地域計画とは、市町村における文化財の保存、活用に関する総合的な計画であると認識しております。本計画の目的は文化財の保存と活用にあり、渋谷委員がおっしゃるとおり、経常的な答申や地域が所有する文化資産の把握ができるなどのメリットがあるとされております。特に文化財につきましては、一度失うと二度と取り戻すことはできないこともあり、そういう意味では、有効な計画であると認識しているところでございます。

しかしながら、本計画策定に当たりましては、まちづくりや観光等、他の行政分野との連携も必要不可欠であると認識しております。文化財担当については、今年度の人事異動において、大幅な異動がございましたことから、まずは、6月に埼玉県主催の文化財保存活用地域計画の研修会がございますので、そちらに私を含め、職員を派遣いたします。そこで、他自治体の事例等の情報収集をし、計画策定について調査研究した上で進んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 文化財保存活用地域計画については、今後情報収集をしていって検討するということですが、前の課長さんも同じような感じだったのですけれども、あれから進んでいないというのが正直な印象なのです。これはぜひ前向きに検討していただきたいというのが1つお願いとしてあります。

それから、もう一つなのですけれども、今回指定文化財を山口さんという方が調査されたということですが、この調査の日程等について、何回ぐらい、どういう形で行われたのかなど、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 調査の関係でございますが、八坂神社へ、山口様と当時の文化財保護課長と担当職員1名の計3名で、昨年5月に調査に行っているいろいろ調べてきたということでございます。その後、嶋村俊明関係の彫刻の作品ということで、久喜市内にあるのは、こちらの八坂神社だけでございますが、それ以外にさいたま市にございます調神社にも奉納額というものがございまして、そちらについても併せて調査をするということで、山口様に文化財保護課長等が同行し、調査をさせていただいたという経緯がございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 久喜市指定文化財の指定については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回の定例会につきましてご提案申し上げます。

次回につきましては、令和 6 年 6 月 25 日火曜日午後 1 時 30 分から、会場は鷲宮行政センター 3 階庁議室 1・2 で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 6 月 25 日火曜日、時間は午後 1 時 30 分から、会場は鷲宮行政センター 3 階庁議室 1・2 とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午前 10 時 30 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 6 年 5 月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年6月25日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋 谷 克 美